



令和3年7月28日

名古屋国道事務所

## 災害時における道路占用事業者との情報共有訓練を実施

—迅速な救命・復旧作業を進めるために—

7月28日、国土交通省名古屋国道事務所（道路管理者）は、災害発生時に、道路占用物件の被害情報等の共有を滞りなく行うため、道路占用事業者と連携して「情報共有訓練」を実施しました。

### 1 訓練の目的

先日の「令和3年7月3日の熱海市での土砂災害」をはじめ、近年大規模災害（地震や集中豪雨等）の発生が続いており、道路占用物件にも倒壊や破裂といった被害が生じています。

道路占用物件の倒壊や破裂により、道路がふさがり、救命活動及び迅速な復旧活動への支障となるため、道路占用事業者との情報（被害内容や位置情報等）の共有が重要です。

\* 道路占用物件とは、道路法の許可に基づき道路に設置された工作物、物件又は施設  
例：電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管、マンホール、看板 等

2 実施日 令和3年7月28日（水） 9:15～12:00

3 実施状況 別紙のとおり

4 参加者 名古屋国道事務所、道路占用事業者33団体  
（今年度は上下水道関係事業を行う地方公共団体と行いました）

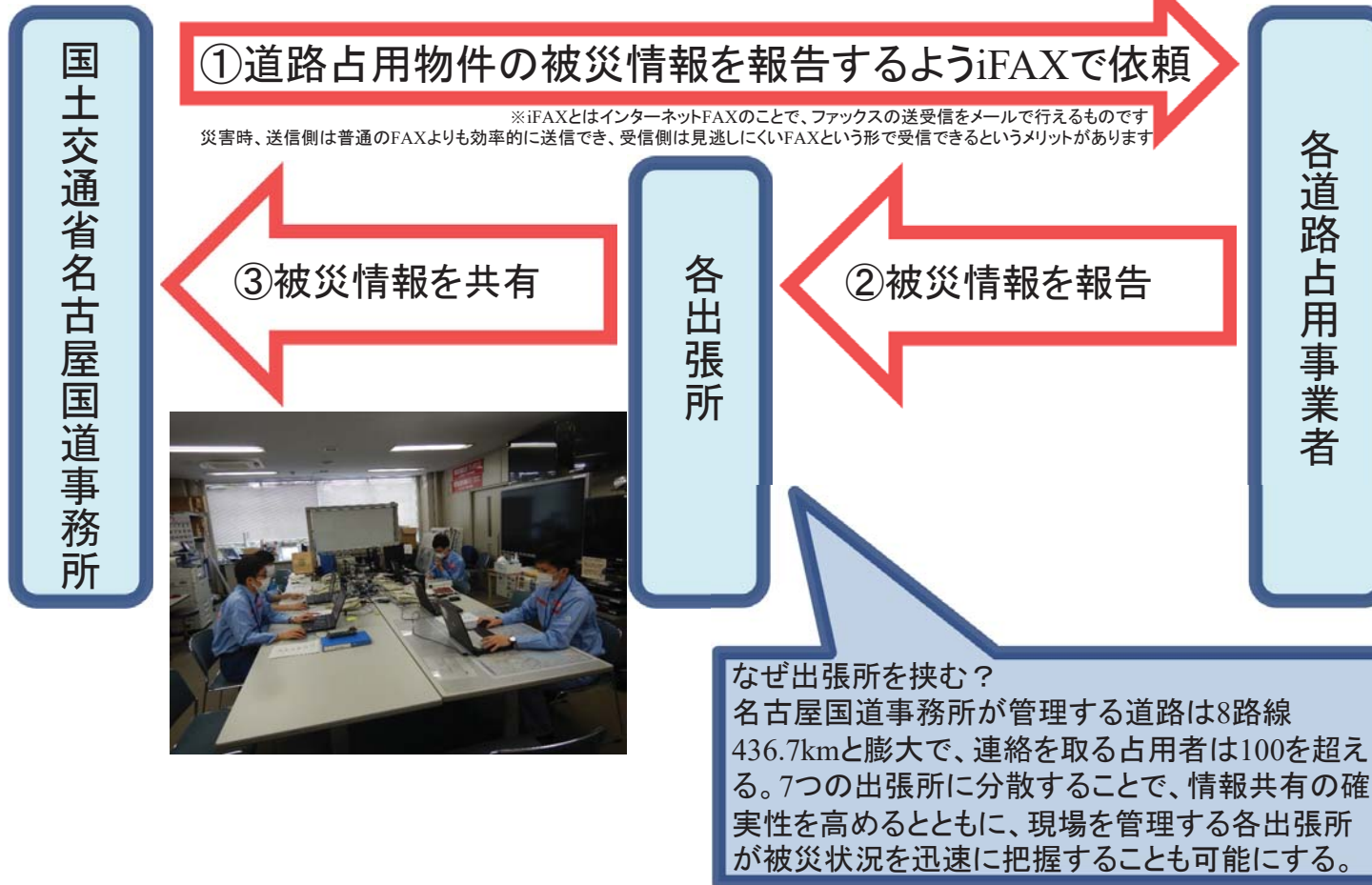
5 配布先 中部地方整備局記者クラブ

6 問合せ先 中部地方整備局 名古屋国道事務所 占用調整管理官 島田 智孝  
管理第一課長 中川 智郎  
（電話：052-853-7324 Email：cbr-na-kanr1@mlit.go.jp）

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

# 道路占用事業者と緊急時情報共有訓練を実施！！

災害発生！道路占用物件にも被害が及ぶ恐れが・・・！  
道路管理者として素早く情報を共有せねば！



得られた被災情報、どう活かすか？

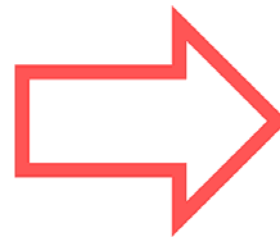
国土交通省名古屋国道事務所

災害時、ふさがってしまった道路の通行を確保すること(道路啓開)は道路管理者としての責務

道路占用物件の被災情報も踏まえて、道路啓開の優先順位等作戦を立てる



得られた情報と作戦を活かし、円滑に作業！



復旧完了！

## ○訓練の意義

道路占用物件の被災情報を共有するには、当然各道路占用事業者の協力が必要不可欠である。しかし、災害発生時は各道路占用事業者もその対応に追われているため、情報を共有できない可能性がある。そういった事態を防ぐためにも平時から情報を共有する体制を整え、訓練で実践することが大切である。



# 道路占用事業者と緊急時情報共有訓練を実施！！

## 訓練当日の様子

